

# 1 法制審への諮問

諮問第 88 号（平成 21 年 10 月 28 日総会）

民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

## 2 民法(債権関係)部会のスケジュール

部会設置 平成21年10月

当面の目標としての「中間的な論点整理」

パブリック・コメント(1)

次の目標は「中間試案」

パブリック・コメント(2)

答申時期は未定

### 3 法制審民法(債権関係)部会の審理経緯

平成21年	1月	第1回会議	改正の必要性など
平成22年	1月	第3回会議	個別的な改正検討事項(1)
	12月	第20回会議	個別的な改正検討事項(18)
平成23年	1月	第21回会議	中間的な論点整理のたたき台
	4月	第26回会議	「中間的な論点整理」決定
平成23年	6月~	パブリック・コメント(8月1日まで)	
	6月	関係団体等のヒアリング	

## 4 「中間的な論点整理」の趣旨

次のステージで中間試案の取りまとめを目指すに当たり、議論すべき論点の範囲を確認するとともに、その論点についての部会の議論の到達点を確認するもの

到達点の確認

文末表現

(Aタイプ) 「～について、更に検討してはどうか。」

「～について、検討してはどうか。」

(Bタイプ) 「～とする方向で、更に検討してはどうか。」

(Cタイプ) 「～としてはどうか。」

## 5 「中間的な論点整理」の個別論点の紹介 (その1)

### 「国民一般に分かりやすい」

→判例法理の明文化, 基本原則の明文化, 不明確な規定の見直しなど

弁済の効果【第17, 1[57頁]】

債権の準占有者に対する弁済【第17, 4(2)[58頁]】

〔参照条文〕

(債権の準占有者に対する弁済)

第478条 債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

## 6 「中間的な論点整理」の個別論点の紹介 (その2)

### 公序良俗違反の具体化(暴利行為)【第28, 1(2)[86頁]】

[参照条文]

(公序良俗)

第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

### 意思能力【第29 [88頁]】

[参照条文]

(成年被後見人の法律行為)

第9条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

## 7 「中間的な論点整理」の個別論点の紹介 (その3)

**動機の錯誤【第30, 3(1)[91頁]】**

**要素の錯誤の明確化【第30, 3(2)[91頁]】**

[参照条文]

(錯誤)

第95条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

## 8 「中間的な論点整理」の個別論点の紹介 (その4)

### 「社会・経済の変化への対応」

短期消滅時効の見直し等【第36, 1(1)[110頁], 同(2)ア[111頁]】

保証人保護の拡充【第12, 1(2)[40頁], 同(3)[41頁], 同6(1)[43頁], 同7[44頁]】

約款の組入要件【第27, 1[84頁]】

消費者・事業者に関する規定【第62[183頁]】

# (参考) 民法典の編別構成

## 第1編 総則

第1章 通則

第2章 人

第3章 法人

第4章 物

第5章 法律行為

第6章 期間の計算

第7章 時効

第1節 総則

第2節 取得時効

第3節 消滅時効

## 第2編 物権

## 第3編 債権

第1章 総則

第2章 契約

第3章 事務管理

第4章 不当利得

第5章 不法行為

## 第4編 親族

## 第5編 相続